

社会保険等未加入対策について

平成28年12月9日
光市水道局業務課

公共工事においては、公平で健全な競争環境の整備及び現場の技能労働者の処遇改善を行う観点から、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされており、国から社会保険等未加入業者を公共工事の入札から排除する措置を講ずるよう要請されていることから、下記の実施を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 元請業者への対策

建設工事にかかる平成29・30年度競争入札参加資格審査において、社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しないこととします。

社会保険等の加入状況の確認については、入札参加資格審査申請において提出していただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経審結果通知書」という。)」の「その他の審査項目(社会性等)」の記載のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入の有無の3つの欄全ての記載が、「有」又は「除外」であれば社会保険等に加入しているとみなします。

ただし、既に社会保険等に加入又は適用除外となっているものの、経営事項審査の申請時期や審査状況の都合により、経審結果通知書の記載が「無」になっている場合は、当該事実を証する書面の提出をもって社会保険等に加入していることを認めます。

2 下請業者への対策

平成29年度より、社会保険等の未加入の下請負人に対しては、社会保険への加入手続きを進めるよう指導することを元請業者へ要請します。

社会保険等の加入状況の確認については、受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書により確認します。元請業者は下請業者の加入状況を、保険料の領収済通知書等により確認してください。

将来的には、建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局への通報、元請業者と社会保険等未加入業者との下請契約締結の禁止措置等を検討していますので、下請業者に対して本市の実施について周知をお願いします。

【参考】国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策について」

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

【参考】国土交通省ホームページ「下請企業(専門工事業者)の方へ」

(<http://www.mlit.go.jp/common/000998178.pdf>)